

事務総局会議（第26回）議事録

日時	令和5年9月12日（火）午前10時00分～午前10時20分
場所等	ウェブ会議
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、福田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、清藤審議官兼情報政策課長、後藤審議官
議事	<p>1 令和5年秋の藍綬褒章受章者の内定について 徳岡人事局長説明（資料第1）</p> <p>2 司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則について 徳岡人事局長が、資料第2に基づき、標記の規則案及び同規則において、新たに最高裁判所が定めるとされている事項は、所要の通達等をもって定めるとする裁判官会議議決案について説明</p>
結果	◎ 裁判官会議付議 1、2
秘書課長 板津正道	

事務総局会議資料第1  
(9月12日開催)

令和5年秋の藍綬褒章受章者名簿（内定）

所属庁	功労業務	氏名
■■■■■	■■■■■	■■■■■

計 ■■■■■ 名

事務総局会議資料第2  
(9月12日開催)

(令和5. 9. 12人事局)

司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則の一部を改  
正する規則

<資料目録>

- 1 司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則案
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照条文

## 理由

司法修習生の修習専念資金の貸与に関する手続における情報通信技術の利用に関する規定を整備する必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則（平成二十一年最高裁判所規則第十号）

新

（貸与申請の方式等）

第一条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）。

以下「法」という。第六十七条の三第一項に規定する申請（以下「貸与申請」という。）は、最高裁判所の定める事項を記載した申請書（以下「貸与申請書」という。）を最高裁判所に提出してしなければならない。

旧

（貸与申請の方式等）

第一条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）。

以下「法」という。第六十七条の三第一項に規定する申請（以下「貸与申請」という。）は、最高裁判所の定める事項を記載した申請書（以下「貸与申請書」という。）を最高裁判所に提出してしなければならない。

2・3 (略)

(電子情報処理組織を使用する方法等による申請等)

2・3 い。

(新設)

2・3 (同上)

第十二条 貸与申請書の提出、第三条第四項に規定する申請書の提出及び第五条に規定する撤回書の提出(以下この条において「貸与申請書等の提出」という。)については、これらの規定にかかわらず、最高裁判所の定めるところにより、最高裁判所の定める電子情報処理組織(最高裁判所若しくはこれに置かれる機関又はこれらの職員であつて独立に権限を行使することを認められたもの)の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下

同じ。) と貸与申請書等の提出をする者の使用に  
係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子  
情報処理組織をいう。) を使用する方法その他の  
情報通信技術を利用する方法であつて最高裁判所  
が定めるものにより行うことができる。

2 前項の方法により行われた貸与申請書等の提出  
については、当該貸与申請書等の提出に関するこ  
の規則の規定に規定する方法により行われたもの  
とみなして、この規則の規定を適用する。

(補則)

第十三条 (略)

(補則)

第十二条 (同上)

事務総局会議（第27回）議事録

日時	令和5年9月19日（火）午後2時00分～午後2時05分
場所等	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、福田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、清藤審議官兼情報政策課長
議事	民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所について 福田民事局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長　板津正道	

(令和5. 9. 19 民一印)

議決事項案（民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所について）

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所は、次に掲げるものとする。

裁 判 所	効力を生ずる日
全ての地方裁判所の全ての支部	令和5年11月28日

事務総局会議（第28回）議事録

日時	令和5年9月26日（火）午前10時00分～午前10時15分
場所等	総局会議室
出席者	堀田事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、馬渡家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、清藤審議官兼情報政策課長、後藤審議官
議事	<p>1 人事担当課長等協議会の開催について 徳岡人事局長説明（資料第1）</p> <p>2 民事訴訟費用等に関する規則の一部を改正する規則について 福田民事局長説明（資料第2）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 2</p> <p>◎ 了承 1</p>
秘書課長 板津正道	

事務総局会議資料第1  
(9月26日開催)

人事担当課長等協議会の開催

1 開催日程等

次のとおり共催とする。

主催(共催)庁	期日
仙台、札幌高等裁判所	令和5年11月6日(月)
名古屋、福岡高等裁判所	令和5年11月24日(金)
東京、広島高等裁判所	令和5年11月29日(水)
大阪、高松高等裁判所	令和5年12月7日(木)

2 開催方法

ウェブ会議の方法により、各高等裁判所（支部を除く。）並びに各高等裁判所管内の地方裁判所及び家庭裁判所と最高裁判所を接続して開催する。

3 協議事項

人事事務全般に関する諸問題

4 協議員

- (1) 各高等裁判所の人事課長並びに各地方裁判所及び各家庭裁判所の総務課長（人事課の置かれている庁については人事課長。人事課の置かれていない庁で、地方裁判所及び家庭裁判所のいずれか一方の総務課長を人事担当課長とする庁については、各高等裁判所の判断により同課長のみを協議員とすることも可とする。）
- (2) 以下の者のうち、協議事項ごとに高等裁判所が参加を相当と認めるもの各高等裁判所の総括企画官、人事課企画官、人事課課長補佐及び人事課専門官

事務総局会議資料第2  
(9月26日開催)

(令和5. 9. 26 民二印)

資料目録

- 1 民事訴訟費用等に関する規則の一部を改正する規則案
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照条文

理由

郵便物の特殊取扱料が改定されると共に、郵便料金を参考にして定められた額を改定する必要がある。  
これが、この規則を制定する理由である。

民事訴訟費用等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）

新

(強制執行の申立て等のための債務名義の正本の  
交付等に要する費用の額)

第二条の四 法第二条第十二号の最高裁判所が定め  
る額は、六百四十八円とする。

(民法第三百八十五条の規定による通知を書面で  
した場合の通知の費用の額)

第二条の五 法第二条第十八号の最高裁判所が定め

旧

(強制執行の申立て等のための債務名義の正本の  
交付等に要する費用の額)

第二条の四 法第二条第十二号の最高裁判所が定め  
る額は、六百三円とする。

(民法第三百八十五条の規定による通知を書面で  
した場合の通知の費用の額)

第二条の五 法第二条第十八号の最高裁判所が定め

る額は、五百六十円五角です。

る額は、五百十九円五角です。